

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、府中市選挙管理委員会から報告があった。

令和七年五月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
府中市高木町東老人集会所	府中市高木町 1194 番地	令和 7 年 5 月 1 日